

千葉県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年12月21日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	伊藤康平
同	向後保雄

2千総業第262号

令和2年12月15日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 伊藤 康平 様
同 向後 保雄 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度及び令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 I 外部監査の総括

4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①ごみ処理原価の公表数値の精査について【廃棄物対策課】（P57）</p> <p>原価計算結果について、各部門の「委託もしくは組合負担金」に表示される内容に誤りがある。現在、当該項目に表示されている金額は、「収集運搬」部門と「資源化」部門の2つであり、それぞれ31億3,057万円と1億5,426万円である。前者は、収集運搬の業務委託が集計され、一方、後者はリサイクルセンターの業務委託が集計されている。これに対して、「中間処理」部門及び「最終処分」部門には表示がなされていない。しかし、「中間処理」部門では、清掃工場における様々な業務委託が存在し、それらの中でも新港清掃工場及び北清掃工場における長期責任型業務委託は主要なものとして認識すべきものと考えられる。</p> <p>また、「最終処分」部門についても、様々な業務委託が存在し、それらの中でも新内陸最終処分場の管理に係る長期責任型業務委託は主要なものとして認識すべきものと考えられる。</p> <p>環境省のシステムを利用し一般廃棄物会計基準で原価計算を行う場合は、長期責任型業務委託を含めて、運転業務委託等の業務委託は、「公設民営型」の「委託もしくは組合負担金」の欄に入力し、公表用の表示も「委託もしくは組合負担金」に集計することが必要である。</p> <p>これらの表示区分の誤りは、平成26年度以前から続いていたものであるが、その影響額は平成26年度において、「中間処理」部門が30億5,294万円で、「最終処分」部門が4億5,673万円であった。また、「資源化部門」における表示額は1億5,426万円（154,258,674円）であるが、主要な業務委託を合計した金額は、平成26年度で6億6,539万円（665,394,000円）であり、大きな乖離が生じている。</p> <p>すなわち、各部門において、少なくともこれら</p>	<p>一般廃棄物会計基準に基づく原価計算においては、長期責任型業務委託等の業務委託を含めて、「委託料もしくは組合負担金」の欄に入力する等、適正に算定した。</p>

の金額を「施設に係る物件費」の額から控除し、「委託もしくは組合負担金」に集計表示すること等の作業が必要である。

一般廃棄物ごみ処理原価計算の算定結果は、『清掃事業概要』に毎年度掲載される原価計算表として公表されており、他団体との比較に利用される場合もある。したがって、金額的にも重要な額であることから、原価計算の実際の算定作業において、従来からの手法を再度見直して、業務委託等の別掲扱いの項目を精査し、業務委託等の金額を正確に算定されたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 I 外部監査の総括

4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②資本的支出（資産計上対象支出）とごみ処理単価の上昇について【廃棄物対策課】（P58）</p> <p>平成26年度に実施された工事費等のうち、資本的支出に該当する工事について、（i）公有財産台帳には計上されているが、原価計算上、「資産・負債一覧」や「事業用資産内訳」に計上されず、減価償却計算がなされていない案件や（ii）公有財産台帳にも計上されず、原価計算上の「資産・負債一覧」や「事業用資産内訳」にも計上されていない案件が存在する。平成26年度においては、前者（i）の事例として、新内陸埋立処分場内に設置された吸着塔（4,581万円）が該当する。また、後者（ii）の事例として、新港清掃工場における長期責任型業務委託の中で実施される資本的支出と同視できる案件（固定費15億4,694万円のうち、本来、市の公有財産台帳に登載されるべき工事委託案件）が該当する。</p> <p>したがって、資本的支出に該当する工事や新港清掃工場等で行われている長期責任型業務委託の中の固定費の範疇で実施されている工事委託案件のうち、資本的支出に該当する案件については、各部門の執行状況に係るデータを適時適切に収集する仕組みを構築し、資産計上の上、減価償却計算の結果に基づいて適切にコストを認識することにより、ごみ処理に係る単位当たり原価の適正な算定に努められたい。</p>	<p>原価計算の実施過程において、廃棄物対策課が各部門の決算資料等を収集し、資本的支出に該当する可能性がある工事等について確認している。</p> <p>なお、指摘のあった事例「（ii）新港清掃工場における長期責任型業務委託の中で実施される資本的支出と同視できる案件」については、平成28年5月に公有財産台帳へ登載し、「（i）新内陸埋立処分場内に設置された吸着塔」とともに、資産計上した上で、減価償却費計算を行った。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 支給認定、利用調整及び保育料決定手続きに係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑧保育施設利用に係る各種決定及び通知書等発行の決裁について各区こども家庭課】（報告書 P139）</p> <p>保育の申請から利用開始までにおいて、市は、支給認定、利用調整に基づく施設の決定、保育料の決定を行う。保護者等に対しては、これら決定に基づき支給認定書、利用調整結果通知書（内定）及び利用調整結果通知書（不承諾）、施設（事業）利用承諾書、保育料決定通知書等の通知を送付するが、一斉入所時においては子ども・子育て支援システムの入力情報をもとに委託業者が通知書等を一括出力、封緘した状態で各区に配布され、各区で送付を行っている。</p> <p>これら事務は、「千葉市区役所事務分掌規則」において各区のこども家庭課の事務分掌となっている。現状の各種の決定及び通知書等の発送に際して各区の決裁手続を確認したところ、各区における決裁状況はまちまちであった。</p> <p>支給認定、利用調整結果、保育料の決定とその決定結果の保護者への通知について、市の例規に従った適切な決裁が行われていない場合があるため問題が認められる。</p> <p>このような状況に至った背景として、一斉入所に関しては送付する通知等が各区で手配することなく投函する状態で準備されること、保育料はシステムで自動計算され、システム上での承認機能等が設けられていないことから、決裁手続の必要性に対する意識が低くなったことが考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>保育所等に係る入所又は利用の決定及び保育料の決定は、千葉市決裁規程に定める適切な決裁を経て行われたい。</p> <p>各種の決定は保育事務における重要事項であり、また通知については市長名で発行している公文書であることから、規程に定める正規の手続を経て実行されたい。具体的には、公文書を発行する都度、決裁を行うかたちで事務を進められた</p>	<p>保育所等に係る入所又は利用の決定及び保育料の決定に係る通知については、令和2年4月から、決裁規程に従い、決裁を経て実施している。</p> <p>また、令和2年度当初に実施したこども家庭課長会議及び保育担当者会議において、再発防止の徹底を図った。</p>

い。

なお、幼保運営課においても、分掌に定める重要な決定手続が各区において規程等に従い適切に遂行されているかなど、総括的な管理を強化していくことが必要と考える。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 補助金交付に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 補助金申請時の提出書類の不足について（報告書 P227）【幼保支援課】</p> <p>千葉県小規模保育事業整備補助金交付要綱第4条第5項で定める見積書が建築工事費全体のものしかなく、その内訳について全く記載のない事案があった。見積りの際には工事の内容が確定しておらず、詳細な見積りが取れないことが理由である。</p> <p>補助金の交付申請に際して、当該申請に係る補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査するため、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎を申請書に記載しなければならないとされているところ（千葉県補助金等交付規則第3条第1項第4号・第4条）、見積内訳がないことから、調査のための算出基礎を入手しているとは言えず、当該定めに適合していないと考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>補助金等交付規則に従い、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを判断するに足る金額の算出基礎を交付申請時に入手されたい。</p> <p>補助金の交付の申請に当たって提出される見積書には、補助事業の目的及び内容が適正であるかを判断できる工事の内容及び工事費の内訳が記載されている必要がある。</p>	<p>令和2年度から、申請時に、補助対象事業者 に工事の内容及び工事費の内訳が記載された見 積書を提出させている。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

5. 補助金交付に係る事務

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑦交付決定金額の誤りについて（報告書 P230）【幼保運営課】</p> <p>給与改善補助金の交付対象者を 18 人として交付決定がなされ、それを前提として概算払いがなされていた事案について、申請者から提出された人員計画（給与改善対象者名簿）において記載があった交付対象者は 6 人であり、補助金が実際に交付すべき金額の 3 倍交付されていた。ただし、実績報告後に過大な交付額は全額返戻されている。</p> <p>本事案では、市が作成し申請者に提供していた表計算用シートの使用方法が誤っていたことから、自動計算結果の誤りが生じており、かつ、補助金申請書の添付書類として市に提出されたものが、当該表計算用シートを印刷した紙面であったため、表計算ファイルの内容に誤りがあったことを看過したものである。一方で、請求額の根拠となる対象者名簿（6 人）と補助金算定上の交付対象者数（18 人）を照合すれば、容易に誤りを検出することができていたと考えられ、補助金交付手続の過程における検証が十分に行われていなかったと言わざるを得ない。</p> <p>【指摘】</p> <p>補助金交付の際には、計算検証を含め交付金額を十分に確認されたい。</p> <p>補助金申請者に対して表計算用シートの使用方法を適切に指導するほか、補助金の交付金額と密接に関連する事項については、申請書と根拠資料の整合性を十分に確認されたい。</p>	<p>補助金交付の際には、計算検証を含め交付金額を十分に確認するよう、所属長が所属職員に対して周知徹底した。</p>